

役員退職手当規程 一部改正新旧対照表

新	旧
<p>附 則 第1条から第3条まで (略) <u>(退職手当の額の計算に係る特例)</u></p> <p><u>第4条 当分の間、退職した役員に対する退職手当の額は、第3条の規定により計算した額に100分の86.35を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>附 則 (平成25年3月29日規程第10号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この改正は、平成25年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>第2条 役員退職手当規程 (平成15年規程第5号) 附則第4条の規定の適用については、同条中「100分の86.35」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の95.45」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の90.90」とする。</u></p>	<p>附 則 第1条から第3条まで (略)</p>